八　数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）
九　手数料等
十　消費税額
十一　入出金
十二　差引残高
十三　取引証拠金等に関する事項

四　約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、約定年月日を記載すれば足りる。
五　約定日時については、板寄せ取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。
六　取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、限月を記載すること。
七　取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　限月
(2)　権利行使期間及び権利行使価格
(3)　プット又はコールの別
(4)　法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容
八　取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。
九　入出金については、現金又は有価証券の別、その年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。
十　差引残高については、現金又は有価証券の別、銘柄、数量及び金額を記載すること。
十一　取引証拠金等に関する事項については、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。
十二　委託者等別に取引経過を記載すること。
十三　注文・清算分離行為が行われた取引に係る委託手数料については、清算執行会員等の勘定元帳には、当該清算執行会員等が委託者から直接受領した手数料等を記載すること。
十四　注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成すること。ただし、委託者から直接手数料等を受領した場合には、委託者名、手数料等並びに入出金及び差引残高を記載すること。

商品デリバティブ取引残高帳

一　帳簿の作成日
二　商品又は商品指数
三　自己又は受託の別
四　委託者等名
五　約定日時
六　対価の額又は約定価格等
七　取引の種類
八　売付け又は買付けの別
九　決済の結了していない取引に係る数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）
十　時価評価損益額
十一　取引証拠金維持額
十二　預託申告額

一　法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。
二　自己又は受託の別（受託の場合にあっては、委託者等別）に記載すること。
三　商品又は商品指数については、上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。
四　約定日時については、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、約定年月日を記載すれば足りる。
五　約定日時については、板寄せ取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。
六　取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、限月を記載すること。
七　取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　限月
(2)　権利行使期間及び権利行使価格
(3)　プット又はコールの別
(4)　法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容
八　取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。
九　取引証拠金維持額については、商品取引所又は商品取引清算機関が、これらの者が定める規則により預託を受けなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。
十　預託申告額については、商品取引所又は商品取引清算機関が定める規則により会員等又は清算参加者がこれらの者に預託をしなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。